

関税定率法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1．条約の規定による特定用途免税貨物として核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定第13条1の規定に該当する貨物を指定する等所要の改正を行うこととする。
- 2．この政令は、同協定が効力を生ずる日から施行することとする。